

**社会資本整備審議会環境部会エネルギー・経済安全保障小委員会
交通政策審議会交通体系分科会環境部会エネルギー・経済安全保障小委員会
合同会議の運営に関する申し合わせ（案）**

令和 8 年 7 月〇日

社会資本整備審議会環境部会エネルギー・経済安全保障小委員会委員長

交通政策審議会交通体系分科会環境部会エネルギー・経済安全保障小委員会委員長

社会資本整備審議会環境部会エネルギー・経済安全保障小委員会及び交通政策審議会交通体系分科会環境部会エネルギー・経済安全保障小委員会（以下「両委員会」という。）合同会議の運営について、以下の通り申し合わせる。

（合同会議の座長）

- 第 1 合同会議には座長を置く。座長は、両委員会の委員長のうちから、互選により選任する。
- 2 座長は、議長として会議の議事を整理する。

（委員以外の者の出席）

- 第 2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

（会議の議事録及び議事の公開）

- 第 3 会議の議事については、議事録を作成するものとする。
- 2 会議又は議事録は、速やかに公開するものとする。ただし、特段の理由があるときは、会議及び議事録を非公開とすることができる。
- 3 前項ただし書の場合においては、その理由を明示し、議事要旨を公開するものとする。
- 4 前 2 項の規定にかかわらず、会議、議事録又は議事要旨の公開により当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあるときは、会議、議事録又は議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。

（雑則）

- 第 4 この要領に定めるもののほか、会議の議事の手続その他運営に関し必要な事項は、両委員会の委員長が相談の上、最終的に座長が定める。